

井上裕文後援会 規約

第1条（名称・所在地）

本会は、井上裕文後援会と称し、主たる事務所を佐賀県唐津市に置く。

第2条（目的）

本会は、井上裕文氏を後援することにより佐賀県と唐津市の発展と市民生活の向上を図り、あわせて会員相互の親睦を深めることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の諸活動を行う。

- 1 講演会、座談会等の開催
- 2 機関誌、会報等の発刊及び配布
- 3 会員及び関係諸団体等との連携
- 4 その他本会の目的達成のため必要な事業

第4条（会員）

本会は、第2条の目的に賛同し、入会申込書等を提出した者をもって会員とする。

第5条（役員）

本会に次の役員をおく。

会長、副会長、幹事、監事、事務局長、会計責任者、その他必要とする役員

- 1 役員は総会において選出する。
- 2 役員任期は4年とする。但し、再任を妨げない。

第7条（会議）

- 1 会長は毎年1回の通常総会その他必要に応じ臨時総会を召集する。
- 2 会長は、必要に応じ役員会を召集する。

第8条（経費）

本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充当する。

第9条（会計年度及び会計監査）

本会の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

第10条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において決定する。

第11条（補則）

本規約に定めなき事項については、役員会で決定する。

附 則

本規約は、令和2年10月8日より実施する。